

別表【予防介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】(2021.4.1～)

サービス内容	1割	2割	3割	単位	サービス提供時間	基本単位	【運営規程に定められたその他の費用】	
訪問看護 I -1・時間内	345円	689円	1033円	302	1回につき 20分未満	302単位	交通費	算定項目 サービス内容 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね1km以上につき100円を徴収致します。
訪問看護 I -2・時間内	513円	1,026円	1539円	450	1回につき 30分未満	450単位		
訪問看護 I -3・時間内	903円	1,806円	2709円	792	1回につき 30分以上1時間未満	792単位		
訪問看護 I -4・時間内	1,239円	2,478円	3717円	1,087	1回につき 1時間以上1時間30分未満	1,087単位		
訪問看護 I -5 (PT・OT・ST)	323円	646円	968円	283	※リハビリ 20分	283単位		
訪問看護 I -5 (PT・OT・ST)	646円	1,291円	1936円	566	リハビリ 40分 283単位×2			
訪問看護 I -5・2超 (PT・OT・ST)	485円	971円	1,456円	426	リハビリ 60分 142単位×3	142単位		
特別管理加算 I (1ヶ月に1回)	570円	1,140円	1710円	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。		【介護保険対象外のサービス実施のご利用料(税込み)】	
特別管理加算 II (1ヶ月に1回)	285円	570円	855円	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。		算定項目	サービス内容
複数名訪問看護加算(30分未満)	290円	579円	870円	254	1回につき複数名の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。看護補助者の場合は201単位(230円)/317単位(362円)		在宅以外での訪問看護	30分毎に実費5500円。
(30分以上)	459円	917円	1377円	402				
長時間訪問看護加算	342円	684円	1026円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定		死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
初回加算	342円	684円	1026円	300	新規に訪問看護を提供した場合		その他オプション	ご相談に応じます。
退院時共同指導加算	684円	1,368円	2052円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合			
* 緊急時訪問看護加算	655円	1,232円	1965円	574	1か月につき1回算定。			
* ターミナルケア加算	2280円	4,560円	6480円	2,000	死亡月につき1回算定。		キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。 緊急連絡 TEL 03-5344-9700

*PT...理学療法士、OT...作業療法士、ST...言語聴覚士 リハビリは上限は週120分迄。
 *介護予防訪問看護の利用料も同様の金額になります。
 *緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。
 ※ 夜間(18:00～22:00)早朝(6:00～8:00) 25%増し 深夜(22:00～6:00) 50%増し
 ※ 緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。